## 4 外国語活動

平成 29 年の学習指導要領の改訂によって、小学校第3・4学年で外国語活動が導入されました。外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としています。また、知的障害を対象とする特別支援学校の小学部でも、3年生以上の児童を対象に、児童や学校の実態を考慮の上、必要に応じて教育課程に外国語活動の内容を加えることになりました。

小学校の特別支援学級では、原則として3・4年生が通常の学級と同様に外国語活動を行うことになります。特別支援学校学習指導要領を参考に子どもの学習の特性を踏まえた内容を設定することが大切です。

## ◆指導の際に配慮したいこと

- ○子どもの障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫するようにします。
- ○指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにします。
- ○知的障害特別支援学級では、好きな歌やダンス、既に知っている遊び、ゲーム、身の回りの物や学校の友達や先生、家族など身近で簡単な事柄を通して外国語の音声に十分に触れたり、日本語と外国語の音声の違いに気づいたりすることができるように工夫します。